

れいほく事務だより

再確認を！

いよいよ平成30年度も1か月をきりました！
春は、人事異動もそうですが、「卒業」「入学」「就職」「退職」といった家族の状況にも変化があります。
本人を含め、家族の状況について今一度確認をしましょう！

公立学校共済組合

【本人について】

	必要な手続き	申告に必要な書類
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（本人）

【被扶養者について】

	必要な手続き	申告に必要な書類
就職した場合	認定の「取消」申告	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○就職先の保険証の写しなど
22歳の年度末を迎え、給与上の扶養親族でなくなったが、引き続き扶養する場合	「認定種別切替」の申告（一般→特別）	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○認定種別切替時の添付書類
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（被扶養者）

事実発生から**30日以内**に届ける必要があります。

- ◆新規認定の場合は、遡って認定されません。
- ◆取消の場合は、遡って取消をされます。（医療費の戻入が発生する場合があります。）

嶺北地域学校事務支援室
平成30年度 No.5

3月

諸手当（見落とししやすい事例）

1 扶養手当

- 扶養親族（実父母、配偶者等）の公的年金と個人年金の受給合計額が、限度額（130万円）を超過していた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（配偶者、実子等）が就職し、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（実子等）がアルバイト等により、不安定ではあるが、3箇月平均で限度額（108,333円）を超過する収入を得ていた事実を把握してなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

2 通勤手当

- 人事異動や転居等により、自宅（持ち家）等から勤務校までの通勤距離に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 高速道路（常用する職員）の利用において、新たに無料区間が設定され、通行料金に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 実測する時に、本人が通常使う道のほかに「一般に利用しうる最短経路」があることを見過ごし、確認することを怠っていた。
- 学校の敷地外に駐車場があるのに、校門までの距離を測っていた。（距離の近い方で測定すべきであった。）

3 住居手当

- 家賃変更があったが、届出を忘れていた。
- 人事異動や転居等により、住居が借家から自宅（持ち家）に変更になったにもかかわらず、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

留意点

年金額が改定された時、増額に気づいていますか？

支給要件の限度額が年額130万円だけではなく、月額108,333円を喪失することをご存じですか？

共済組合の扶養、所得税上の扶養の変更の時、手当の支給要件についても確認しましょう。

住居届と通勤届はセットで考えましょう。

ETCの利用は、通行料金の変更に気づきにくいので、気をつけましょう。

通常使う道のほかに、最短経路はないですか？

※実測による認定の場合

住居手当の支給額は、一律ではありません。家賃額の改定に気をつけましょう。

お知らせ

- 異動に伴い住居を引っ越しする際、運送事業の許可を受けていない業者に依頼すると移転料が支給されない場合があります。
- 種々の届出に住民票の添付が必要な場合、マイナンバーの表示のないものを提出してください。

（裏面につづく・・・）

退職後の医療保険制度について



在職中の医療保険は、公立学校共済組合に所属していましたが、退職と同時にその資格を喪失するため、在職中の組合員証等を使って医療給付を受けることができなくなります。

したがって、次のいずれかの医療保険制度に加入することになります。

再任用職員 (フルタイム) となる	引き続き公立学校共済組合員となる。	
再就職する	再就職先の健康保険が適用される	再就職先の健康保険に加入する。
	再就職先の健康保険が適用されない	次の3種類から選択 1 家族の加入している健康保険の被扶養者となる。 2 公立学校共済組合任意継続組合員制度に加入する。 3 国民健康保険に加入する。
再就職しない		



臨時的任用教職員に結婚休暇が新設されました。

平成31年1月1日から臨時的任用教職員にも特別休暇としての「結婚休暇」が取得できるようになりました。

承認される期間

その都度必要と認める日。

ただし、5日を超えることはできない。



◆◆公務用マイレージをお持ちの方が退職する場合◆◆

公務旅行用のマイレージカードをお持ちの方が退職（割愛退職を含む）するときは、本人が電話連絡で退会の手続きが必要になります。マイレージカードを手元に準備して次の番号に電話をして音声案内に従って手続きをしてください。

【JAL】 0570-025-039

【ANA】 0570-029-767



年度末に向けた処理はお済ですか？

何かと忙しい年度末ですが、学校ごとに決められた期限までに提出や処理を終わらせましょう！

特に異動される先生方は、上記以外にも次のことに気を付けてください。

【パソコンの整理】

- ・デスクトップにたくさんの不要ファイルを置いたままにしていますか
- ・個人のメールアドレスが残されていませんか
- ・汚れがひどいままになっていませんか
- ・マウスが壊れたままになっていませんか

【机、ロッカーの整理】

- ・私物が引出に入ったままになっていませんか
- ・引出などが壊れたままになっていませんか

【書類の整理】

- ・出勤簿など印鑑の押し抜きはありますか
- ・提出漏れはありますか



立つ鳥あとを濁さず